テイクアウト・デリバリーサービス促進事業 (第3弾)



実 施 要 綱



敦賀商工会議所

テイクアウト・デリバリーサービス促進事業(第3弾)実施要綱

令和4年3月15日

1. 目的(趣旨)

市内の参加する飲食業・宿泊業者(以下、「事業者」という。)が、テイクアウト・デリバリー商品(以下、「テイクアウト商品」という。)を、事前登録した商品価格の一部を補助し、新型コロナウイルス感染症の影響で、依然厳しい状況に置かれている事業者を支援することで、テイクアウト商品メニューの周知を含め、家族やカップル等での夕食をメインとした当該店舗の利用を促し、消費の拡大及び市内経済の活性化を図るとともに、テイクアウト事業の更なる定着化を目指す。

2. 事業実施期間

令和4年3月16日(水)~令和4年5月8日(日)

3. 参加店申込方法

①前回(第2弾)、登録されていない店舗については、「Tsuruga おうちでお店ごはん」 参加申込書に必要事項を記入して提出して下さい。

- ・店舗で行っている感染症対策については、詳しくご記入下さい。
- ・商品名、商品コンセプト、商品PRは、記入例を参考にして下さい。
- ・商品は、3つのコースのみとなります。(全て税込)『3,000円コース』、『5,000円コース』、『10,000円コース』
- ・組み合わせは自由です。(計3品まで)

例: 3,000円コースを、2商品、5,000円コースを、1商品

例: 5,000円コースを、2商品、10,000円コースを、1商品

例: 5,000円コースを、3商品 など

- ②店舗・商品の写真データを記録媒体に保存し提出(メール等可)して下さい。
- ③申込先:敦賀市神楽町2丁目1番4号

敦賀商工会議所 2 階事務所 担当まで (TEL 0770-22-2611)

④前回(第2弾)、「Tsuruga おうちでお店ごはん」に登録されていた店舗については、 事務局より電話等で参加確認を行う。

4. 参加店募集期間

令和4年3月15日(火)~ 随時募集します。

- 5. 参加登録料・・・・ 登録料はありません。
- 6. 対象事業者(下記①~②全てに該当する事業者)
 - ①市内に事業所を有する中小企業者(※1)で、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定されるもののうち、大分類Mの宿泊業、飲食サービス業に区分される者。ただし、みなし大企業(※2)及びチェーン店(※3)を除き、フランチャイズ契約(※4)を締結して事業を行っている者は含みます。

また、事業者が敦賀市内に複数店舗を有している場合においては、**1事業者あたり1 店舗を当該事業店舗**とします。

- ※1 中小企業者: 中小企業基本法第2条第1項に規定する者
- ※2 みなし大企業:以下のものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業 が所有している事業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有 している事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を 占めている事業者
- ※3 チェーン店: 単一資本で11店舗以上の店舗を直接管理運営する飲食料 品小売業等又は飲食業の形態をいう。
- ※4 フランチャイズ契約:
 - 一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事 業を行う権利を付与する契約。
- ②お店ご自慢の商品をテイクアウトまたはデリバリーが出来るお店。

7. 対象商品

事業者がテイクアウト商品購入者に提供するテイクアウト商品の割引き相当額を当所 が補助。

- ○提供する商品等の内容は、次の通りとします。
- ①商品内容は、3,000円、5,000円、10,000円の3つのコースでご用意下さい。(税込価格) ※ 価格帯に関係なく3商品まで
- ②お店ご自慢のテイクアウト商品(オードブルなど)で、複数人数(家族・カップル等が共有して喫食することをコンセプトとしてパッケージ化(商品化)されたもの。
- ③対象となる商品(例)
- ・コンセプトのある、複数の種類のおかずを盛りつけたオードブル
- ・単品の商品だが、「ファミリーセット」等のコンセプトで、パッケージ化された品

- ・「おうち鍋」や「おうち焼肉」等のコンセプトで、複数人数分セットにした品
- ・コンセプトのある、多数の種類を盛りつけた寿司(2人前以上) など
- ④対象とならない商品(例)
- ・1人前を想定した品
- ・お総菜等をコンセプトなく、単に大きな既存のパックに詰めた品
- ・既存の商品を、コンセプトなく複数にまとめただけの品
- ・ケーキ、和菓子、フルーツ等のデザート類のみの品
- ・コンセプトがなく、単に食材を販売する品
- ・飲料(酒類含む)全般 など

8. 注文及び提供方法

- ①お客様より予約注文が入ったら、所定の用紙に"おうちでお店ごはん"受取書に必要事項を記入して下さい。
- ②デリバリー(出前)の時は、受取書には住所項目が記載されていないので、ご連絡先欄にご記入下さい。
- ③購入金額の欄については、訂正が無効となりますので、記入する際は間違いの無いように**▽**して下さい。
 - ※ 間違った場合は、破棄をせず必ず残して下さい。(請求時に一緒に提出。)
- ④お客様が商品を取りに来られましたら、商品額から補助金額を差し引いた額を提示して下さい。
- ⑤受取書については、3枚複写になっているので、購入者に対し、受取サインを貰い、 3枚目のお客様控(赤字で明記)を渡して下さい。
 - ※ 3枚目のお客様控えは、市内の酒小売店(一定の条件あり)で、割引が受けられる(酒屋でエコ割)用紙となりますので、忘れず必ず渡して下さい。

(令和4年3月16日からの実施となります。)

- ⑥2枚目の受取書兼請求書は、当所に請求する証拠となりますので、大事に保管をして、指定日までに、別紙の請求書と一緒に提出して下さい。
 - ※ 各コースの枚数と、請求書の数字の確認を再度行って下さい。
- ⑦当所から、チラシ、抗菌タイプのマスクケース、アンケートカードを無料で支給しま すので、必要に応じ、商品販売時にお客様に渡して下さい。

9. 請求書等提出日 及び 振込日

①日程については、下記の通りです。

<回数> <請求書等提出期日> <振込日>

第1回 4月 4日 (月) 迄の分 → 4月11日 (月)

第2回 5月 9日(月)迄の分 → 5月16日(月)最終支払日

- ※ 状況により、支払日の変更などの場合は、連絡をさせて頂きます。
- ※ 所定の用紙に、振込先の口座を指定して頂きます。
- ②請求については、3枚複写にある事務局控(2枚目)と、当所が用意した専用の請求書をまとめて、敦賀商工会議所2階事務局まで提出して下さい。
- ③事業者において、虚偽の報告等の不正があった場合は、補助対象額の全部若しくは、 一部について補助金の返還を求めることになります。
- ④請求方法については、当所へ持参または、郵送でお願いします。
 - ※ 郵送の場合は、枚数などの不備が無いようにお願いします。
 - ※ 支払いについては、全て振込での対応とさせて頂きます。

10. 補助金額等について

①商品額に対しての補助金額と販売額は、下記の通りです。

- ②補助金上限額について
- ・1店舗(事業所)につき、原則、100万円を補助金上限額とします。
 ※ 前回(第2弾)登録された店舗は、前回の補助金額は今回には含みません。
- ・補助金上限額に達したら、速やかに事務局まで報告して下さい。

11.参加要件

- ①本事業の主旨に賛同すること。
- ②テイクアウト・デリバリーなどに必要な営業許可証等を持っていること。
 - ※ コピーや写真データでの提出をお願いします。

申込時と同時提出が間に合わない場合は、必ず、速やかに提出をお願いします。

- ③福井県の「感染防止徹底宣言」ステッカーを取得している又は、これから取得しよう とする者。
- ④提供するテイクアウト商品は、事業者において衛生管理を徹底すること。
- ⑤事業終了後又は、当所から実績の報告を求められた場合、遅滞なく実績を報告すること。
- ⑥集客努力を怠らないこと。
- ⑦実施期間中の脱退は、原則しないこと。
- ⑧当所の指導指示に従うこと。

⑨コンプライアンスを遵守し、社会通念に反する行為は厳に慎むこと。 以上の条件全てを遵守すること。

12. その他

①「Tsuruga おうちでお店ごはん」登録店舗には、販促物として、のぼり旗、ステッカーを無料で支給します。

また、3枚複写の受取書(登録店舗控・事務局控・お客様控)、アンケートカードをお 渡しします。

- ②テイクアウト商品購入者及び来店者等に対し、本事業の P R 活動にご協力下さい。
- ③他の割引制度との併用について ふく割制度との併用はできません。
- ④『お客様控』を購入者へ渡すときは、「酒屋でエコ割」の内容説明にご協力下さい。 (消費に繋がるように誘導して下さい。)
- ⑤商品購入者に対し、アンケートカードを1枚お渡しし、回答にご協力を頂けるようお願いいたします。
- ⑥購入者の回答アンケート内容については、個別にご報告させて頂きます。
- ⑦事業終了後、登録店舗向けのアンケート調査にご協力下さい。
- ※ ・3 枚複写のお客様に記入して頂く「受取サイン」が無い場合
 - ○3枚複写に、なぜ、サインが無いのかの理由(失念していたのか、お客様から拒否されたのか、身体上の理由 etc)をご記入の上、店舗の責任者の押印をもって対応すること
 - ・3枚複写の『お客様控』と一緒に『事務局控』も渡してしまった場合 ○お客様に連絡を取って頂き、お客様が持っていた場合は回収して頂く。 また、それが不可能な場合(お客様がもう処分してしまった etc)は、『店舗控 え』をコピーして頂き、なぜそうなってしまったかの理由をご記入の上、店舗 の責任者の押印をもって対応すること。

<事務局>

914-0063 敦賀市神楽町2丁目1番4号 敦賀商工会議所『おうちでお店ごはん』

担当 高谷、雁子、勝田

TEL 0770-22-2611

FAX 0770-24-1311

⅓-¼ tcci staff@tsuruga.or.jp